

会津地方において写真撮影業を営んでいた申立人の風評被害による営業損害について、直接請求手続で採用されていた申立人の費用の固定費及び変動費への振分けの方法を見直して、平成23年3月から平成27年8月以降の将来分までを含む逸失利益の追加賠償が認められた事例。

## 和解契約書（全部）

原子力損害賠償紛争解決センター令和〇年（東）第〇号事件（以下「本件」という。）において、申立人X（以下「申立人」という。）と被申立人東京電力ホールディングス株式会社（以下「被申立人」という。）は、次のとおり和解する。

### 第1 和解の範囲

申立人と被申立人は、本件に関し、下記の損害項目及び期間について和解することとし、それ以外の点について、本和解の効力は及ばないことを確認する。

- ・ 営業損害（平成23年3月11日～平成27年7月31日、及び、平成27年8月1日以降は将来分として）

総額 18,234,836円

### 第2 和解金額

被申立人は、申立人に対し、前項の損害項目及び期間についての和解金として18,234,836円の支払義務のあることを認める。

### 第3 既払金

申立人及び被申立人は、被申立人が申立人に対し、第2項の金員のうち、17,289,739円を支払済みであることを確認する。

### 第4 支払方法

（省略）

### 第5 清算

申立人と被申立人は、第1項記載の損害項目（同項記載の期間に限る。）について、以下の点を相互に確認する。

- 1 本和解に定める金額を超える部分につき、本和解の効力が及ばず、申立人が被申立人に対して別途損害賠償請求することを妨げない。
- 2 本和解に定める金額に係る遅延損害金につき、申立人は被申立人に対して別途請求しない。

### 第6 手続費用

本件に関する手続費用は、各自の負担とする。

本和解の成立を証するため、本和解契約書を2通作成し、申立人及び被申立人が署名（若しくは記名）・押印の上、申立人が1通、被申立人が1通を保有するものとする。また、被申立人は、本和解契約書の写し1通を、原子力損害賠償紛争解決センターに交付する。

令和7年10月7日

(仲介委員 小島 延夫)

## 別紙

算定期間	貢献利益率	賠償額	既払額	差額
平成23年3月～5月	77%	1,184,192	903,405	280,787
平成23年6月～8月	77%	965,695	928,071	37,624
平成23年9月～11月	77%	1,040,485	999,946	40,539
平成23年12月～平成24年11月	77%	2,112,914	2,030,593	82,321
平成24年12月～平成25年11月	77%	2,009,845	1,931,539	78,306
平成25年12月～平成26年11月	77%	2,422,121	2,327,753	94,368
平成26年12月～平成27年7月	77%	2,109,308	2,027,128	82,180
平成27年8月～(将来分)	77%	6,390,276	6,141,304	248,972
		18,234,836	17,289,739	945,097